

大阪市立大学医学部共同研究室利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市立大学医学部共同研究室規程第2条の趣旨に基づき、共同研究室及びその機器の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用登録)

第2条 共同研究室を利用する者（以下、「利用者」という。）は、あらかじめ利用登録をしなければならない。

2 利用登録は、共研担当(ワーキング委員)が代表して行うこととし、共研担当は利用者の利用について、責任を持つこととする。

(経費の負担)

第3条 共同研究室の利用に伴う経費については、原則として利用者が負担することとし、利用者は別表に定める利用登録料、機器使用料、依頼業務料を納入しなければならない。

(機器設備の操作)

第4条 共同研究室の機器設備は、利用者自らが操作するものとする。但し、初回利用及び機器の操作に未熟な場合は学務課技術支援担当職員（以下、「担当職員」という。）の指示を受けることとする。

(厳守事項)

第5条 利用者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 秩序維持及び整理整頓に努めること。
 - (2) 機器、備品等を持ち出さないこと。
 - (3) 持ち込んだ機器は、実験終了後速やかに持ち帰る。実験が長期にわたる場合の機器の持ち込みや大型の機器の持ち込みに関しては、担当職員の指示に従うこと。
 - (4) 機器、実験室の設備等を使用するときは、それぞれ定められた事項を厳守し、操作方法等が不明確のまま使用しないこと。
 - (5) 機器、設備等の破損事故等が生じた場合は、速やかに担当職員に連絡すること。
 - (6) 前号の破損事故等について、利用者の故意もしくは重大な過失によるものと認められる場合は、修理等経費を負担すること。
 - (7) 動物の飼育及びラジオアイソトープ実験を行わないこと。
 - (8) 電気、火気、水道、エアコン、戸締り等の安全に留意すること。
- 2 前項各号の事項に違反した場合、共同研究室運営委員会委員長は、当該利用者の利用を禁止することができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、共同研究室の利用に関し必要な事項は、共同研究室運営委員会委員長が別に定める。

(附則)

この規程は平成21年3月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成23年3月1日から施行する。